

「ふくいの木づかい企業」宣言要領

（目的）

第1条 県内の森林は昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に資源量が年々増加し、本格的な利用期を迎えている。県産材を利用することは、森林整備の促進や二酸化炭素の固定などSDGsの達成や脱炭素社会の実現につながるとともに、地域の活性化にも貢献する。

このため、県産材を率先して利用することを自ら宣言する企業等を「ふくいの木づかい企業」として登録し広く県民に周知することにより、県全体での利用意識を高め、民間民間施設の県産材利用を拡大していく。

（定義）

第2条 この要領において「県産材」とは、福井県内で伐採された原木を県内で加工した製材品をいう。ただし、県内で加工できないものについてはこの限りではない。

2 この要領において「木造化」とは、建築物を新築、増築、改築するにあたり、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第1項第3号に記載されたものとし、構造上重要でない間仕切壁、附け柱、ひさし等、その他これらに類する建築物の部分を除く。）に木材を使用することをいう。

3 この要領において「木質化」とは、建築物の内装（床・壁・天井等）、外壁に木材を施工・設置することをいう。

4 この要領において「民間施設」とは、民間の事業者が県内外で経営または管理する施設で、多くの県民等が利用できる施設をいう。また、利用者が限定される場合であっても、県民等に県産材の魅力を広くPRできる施設は含むものとする。

（宣言企業）

第3条 「ふくいの木づかい企業」は、趣旨に賛同する民間企業や団体等（以下「企業等」という。）で、次に掲げる事項を実施する者とする。

- （1）店舗や事業所などの民間施設や事業活動において県産材を利用すること
- （2）社員や訪問者に対して県産材の利用についてPRすること

（県の支援等）

第4条 県は、「ふくいの木づかい企業」に対して次の支援等を行うものとする。

- （1）県ホームページやイベント等で県産材を積極的に利用し、SDGsの達成や脱炭素社会の実現に貢献する企業として紹介
- （2）木紙を使用した木づかい企業宣言書の贈呈
- （3）木材利用に関する情報の提供
- （4）木づかい活動を積極的に実践する企業等を表彰

（登録）

第5条 趣旨に賛同し、県産材の利用を宣言する企業等は、「ふくいの木づかい企業」宣言届出書（様式1号）を県に提出するものとする。県は、届出書の内容を確認し、記載事項が趣旨に合致すると認める場合には、「ふくいの木づかい企業」宣言登録台帳に登録し、「ふくいの木づかい企業」

木づかい企業」宣言書（以下「宣言書」という。）（様式2-1号）を発行するものとする。

- 2 企業等が、建築物における木材利用に関する取組みを実施する場合は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）」に基づく建築物木材利用促進協定の締結をあわせて申し入れることができる。

その際は、「ふくいの木づかい企業」宣言届出書とあわせて、建築物木材利用促進協定の申入れ書（以下「申入れ書」という。）（様式3号）および添付書類を提出するものとする。

- 3 県は、前項の申入れ書の内容を確認し、記載事項が適当であると認める場合には、第1項に基づく宣言と法に基づく建築物木材利用促進協定書を兼ねる宣言書（様式2-2号）を発行するものとする。

（登録の辞退）

第6条 登録を受けた企業等が、登録を辞退する場合は、登録辞退届出書（様式4号）を県に提出するものとする。

（二酸化炭素固定量の評価・認証）

第7条 県は、「ふくいの木づかい企業」が木質化や木造化をした場合に、企業等の申請に基づき木材使用による二酸化炭素固定量を評価し、認証するものとする。二酸化炭素固定の評価・認証の内容は、民間施設での県産材を含む木材使用による二酸化炭素固定量とし、認証の要件は別表第一に掲げるものとする。

- 2 二酸化炭素固定量の認証を受けようとする「ふくいの木づかい企業」は、木造化の場合にあっては、木造化の木材に係る炭素貯蔵量を示した揭示物申請書（様式5号）、木質化の場合にあっては、木質化の木材に係る炭素貯蔵量を示した揭示物申請書（様式6号）を作成し、県に提出するものとする。ただし、県産材使用に係る県補助事業に採択されたものであって、県に書類がある場合はこの限りではない。

- 3 県は第7条第2項の申請書の内容について別表第二に掲げる項目を審査し、適正と認めるときは、次項の算定基準により二酸化炭素固定量を算定し、認証書（様式7号）の交付をもって認証する。ただし、審査を行うにあたり、必要に応じ、対象建築物について調査を行うことができるものとする。

- 4 県は「使用木材計算書」の提出を受けて、CO₂ 固定量（t-CO₂）を、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和3年10月1日3林政産第85号林野庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、次の方法より算定する。その他、算出に必要な計算方法については、ガイドラインを参考にする。

$$C_s = W \times D \times C_f \times 44 / 12$$

ただし、C_s、W、D、C_fは以下のとおりとする。

C_s：建築物に利用した木材（製材のほか、CLTやLVL、合板等を含む。以下同じ。）に係る炭素貯蔵量（CO₂換算量）（t-CO₂）

W：建築物等に利用した木材の量（m³）

D：利用した木材の密度（t/m³）（ガイドライン「参考1」の値を使用する。）

C_f：利用した木材の炭素含有率（ガイドライン「参考3」の値を使用する。）

- 5 認証書の発行手数料は無料とする。

- 6 「ふくいの木づかい企業」は、認証書の内容を企業活動で広く利用することができるものとする。県は、認証の内容を広報等に利用することができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第一（第5条関係）

認証の内容	認証要件	
木造化での炭素貯蔵量	1 申請できる者	ふくいの木づかい企業
	2 交付先	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室
	3 対象物件	県産材を使用している民間施設
木質化の炭素貯蔵量	1 申請できる者	ふくいの木づかい企業
	2 交付先	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室
	3 対象物件	県産材を1棟に1立方メートル以上使用した民間施設

別表第二（第5条関係）

審査項目
(1) 県産材を使用した民間施設の木造化および木質化であること
(2) その他、申請書の内容に不備がないこと